

**令和8年4月1日以降に受診する
健康管理手帳の受診旅費の支払い額が変更となります。**

以前からの主な変更点等

1：自家用自動車を使用した場合

自家用自動車を使用した場合、支払額が

- ・「18円/km」から「16円/km」に変更となります。 1
- また、高速道路料金、駐車場料金が新たに支払い対象となります。
 - 1 令和7年10月1日より旧来の「37円/km」から「18円/km」に変更となり、今回さらに変更となったものです。
 - 2 高速道路料金・駐車場料金の支給を申請いただく場合は、領収書等を提出いただく必要があります。
ETC利用証明書の提出でも構いません。

2：鉄道を使用した場合

鉄道を使用した場合、

- ・従来は普通旅客運賃のみ支払い対象としていましたが、急行・特急料金も新たに支払い対象となります。なお、申請に当たっては、領収書等を提出いただく必要があります。
グリーン車等の支払いは従来どおり対象外となります。

3：宿泊を要する場合

宿泊を要する場合、

- ・従来の「1日6,600円」から「1日11,000円」に変更となります。
宿泊する都道府県ごとに異なるため、他の都道府県に宿泊する場合はご連絡ください。

国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを受け、本制度による受診旅費の支払額も変更するものです。